

# 都市整備局

## 人や企業が集い、豊かさを生みだす都市

多様化する時代のニーズに応え、子育て世代をはじめ、あらゆる世代の人々が安心して暮らせる、豊かな都市づくりを進めていくことで、「人や企業が集い、豊かさを生みだす都市」の実現につなげていきます。

### 《目標達成に向けた施策》

「人や企業が集い、豊かさを生みだす都市」の実現に向け、各取組を連携させながら力強く都市づくりを推進します。

- 都市のグランドデザインの策定とその実現に向けた総合調整
- 市内米軍施設の返還と跡地利用の推進
- 経済成長や都市の魅力・活力の向上と賑わい創出につながる都心部のまちづくり
- 誰もが移動しやすい地域交通の実現と地域の特徴や個性を生かした郊外部のまちづくり
- 災害に強い安全で安心な都市づくり
- 市民生活と経済活動を支える交通インフラの充実

## 都市づくりにおける総合調整等

### ■都市づくりにおける総合調整 (企画課、地域まちづくり課)

#### 横浜市都市計画マスタープラン等の改定

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、市域全体を対象とした「全体構想」を平成25年3月に改定し、各区の方針を示す「地域別構想(区プラン)」を令和元年度までに18区すべてで改定しました。

本市では主要な都市計画の方針として、都市計画マスタープランの他に、都市計画法第6条の2に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」※1(以下「整開保」とします。)、都市計画法第7条の2に基づく「都市再開発の方針」※2、「住宅市街地の開発整備の方針」※3及び「防災街区整備方針」※4(以下「3方針」とします。)を定めており、平成30年3月に現行の方針に改定しました。

令和6年度は、令和5年度に都市計画審議会から受領した改定の基本的な考え方や、市民の皆様からの意見を踏まえ、「都市計画マスタープラン」、「整開保」及び「3方針」の改定に向けて素案の作成及び都市計画手続きを進めています。

- ※1「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とは「都市計画法」に基づき、都市計画区域を対象として、都市計画の目標や区域区分の方針など都市計画の基本的な方針を定めるもの
- ※2「都市再開発の方針」とは「都市再開発法」に基づき、計画的な再開発を行うことにより都市全体の機能の回復、向上に貢献する

こととなる市街地で、既成市街地を中心とする市街地について、再開発の目標や土地の高度利用に関する方針などを定めるもの

#### ※3「住宅市街地の開発整備の方針」とは

「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」に基づき、実現すべき住宅市街地のあり方、住宅の建設及び更新、良好な居住環境の確保に係る目標などを定めるもの

#### ※4「防災街区整備方針」とは

「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」に基づき、市街地区域内の密集市街地において、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区に関する整備・開発の計画などを定めるもの

#### 京浜臨海部におけるまちづくり

京浜臨海部は、製造業を中心として日本の高度経済成長を支えてきましたが、経済のグローバル化等により、産業構造の転換が進められてきています。

本市では、平成9年に策定した「京浜臨海部再編整備マスタープラン」等に基づき、既存産業の高度化や新産業の創出等を推進してきましたが、マスタープラン策定から約20年が経過し、先端技術の普及による技術革新の進展、環境や防災への意識の高まり等、社会経済情勢が急速に変化していることを踏まえ、平成30年にマスタープランを改定しました。

末広町地区及び新子安地区(恵比須町)においては、立地する企業により設置されたまちづくり協議会をはじめ、関係者の皆様と連携しながら、マスタープランの実現に向けた取組を進めています。

## ■魅力ある都市空間の創出（都市デザイン室）

個性と魅力あふれる都市空間を形成していくため、各地域の自然的、歴史的特色を生かし、歩行者空間、広場、オープンスペースの確保や街並みづくりなどを進める都市デザインの企画及び調整を行っています。

### 都市デザインの企画・調整

各地域の個性をつくるため、デザインプロデューサーやデザイン調整などを行っています。

関内地区周辺の都心臨海部は、開港以来の歴史を伝える資産が多く残り、みなとまちというイメージを代表するウォーターフロントがあることから、横浜を世界にアピールする景観を創るため、都市デザイン活動を重点的に実施しています。

周辺部・郊外部では、地域への愛着をもってもらえるよう、地域の顔となる施設のデザイン調整、様々な人が集う公園や駅前広場のデザインや利活用を推進しています。

令和5年度は、旧市庁舎街区などの景観・デザインの企画・調整や、夜間景観のあり方検討を行いました。都市デザイン50周年記念事業を通じて、これまでの都市デザインを振り返り、都市美対策審議会（政策検討部会3回実施）での議論を踏まえて、新たな都市デザインのあり方（7つの取組み姿勢）をまとめました。

### 歴史を生かしたまちづくり

横浜には、都心臨海部を中心に、開港以来の近代建築や西洋館、土木産業遺構が残されており、郊外部には、農村の風情を伝える古民家や社寺が残されています。これらの歴史的資産を再評価し、まちづくりの資源として位置付け、保全活用を積極的に行っています。

昭和63年度に施行した「歴史を生かしたまちづくり要綱」は、歴史的景観の保全を目的としており、外観を保全する代わりに、内部は状況に応じ、所有者等と協議の上、使いやすいうように改修することができ、凍結的な保存より、現役で長く使い続けてもらうことを狙っています。景観的・歴史的・文化的に価値の高い歴史的建造物を「登録」し、そのうち、特に重要なもので、将来の保全活用計画について所有者の同意が得られたものを「認定」しています。認定歴史的建造物は、外観保全、耐震改修や維持管理等の費用の一部が助成の対象となります。

この要綱に基づき、令和5年度は、池谷家住宅主屋（古民家）、山手237番館（西洋館）、井上良斎窯場・登り窯（土木産業遺構）の3件を新たに登録しました。また、池谷家住宅主屋（古民家）、山手237番館（西洋館）、山手267番館（Bielous邸）（西洋館）、山手69-6番館（西洋館）の4件を新たに認定しました。令和6年3月末で、「登録」は212件、「認定」は104件となりました。

令和5年度は、旧英国7番館（戸田平和記念館）、山手資料館、山手133番ブラフ積み擁壁の外観保全工事等の費用の一部を助成しました。

さらに、ふるさと納税では、令和5年度は、522件・23,272,500円のご寄附をいただき、認定歴史的建造物の認定プレート2件の製作に活用しました。

## ■魅力ある景観づくり（景観調整課）

### 都市景観形成の取組

魅力ある都市景観の形成を目指して、景観法や「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（景観条例）」及び景観施策の基本的な考え方を示した「横浜市景観ビジョン」に基づく施策を推進しています。

景観法に基づく「横浜市景観計画」では、全市域の斜面緑地における開発行為を対象とした制限のほか、関内地区、みなとみらい21中央地区、同新港地区、山手地区を景観推進地区に定め、建築物等の高さや色彩、屋外広告物の表示等に関する基準を定めています。更にこれら4地区では、あわせて景観条例に基づく創造的な協議（都市景観協議）を行うことにより、質の高い景観形成を図っています。

さらに、「横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン」に基づき、都心臨海部の横浜らしい魅力的な夜間形成を進めています。

日本大通りのイチョウ並木を景観法に基づく景観重要樹木に指定しているほか、「旧円通寺客殿（旧木村家住宅主屋）」と「旧藤本家住宅主屋及び東屋」を、景観条例に基づく特定景観形成歴史的建造物に指定しています。

また、魅力ある景観を表彰する「横浜・人・まち・デザイン賞」を隔年で開催しています。

### 屋外広告物管理・適正化の取組

屋外広告物法に基づき「横浜市屋外広告物条例」を制定し、市内の屋外広告物について必要な規制の基準を定め、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止等に努めています。

また、路上違反広告物の除却や、商店街を対象に広告物の安全点検まち歩きを行うとともに、横浜の魅力ある景観をつくる広告物を「横浜サイン」として位置づけ、パネル展を開催するなど、広報・普及事業を行っています。

併せて、市長の諮問機関として「横浜市屋外広告物審議会」を設置し、屋外広告物に関する重要事項について調査・審議しています。

### 令和5年度実績

屋外広告物の許可申請件数	2,527件
屋外広告業の登録・届出数	93件
路上違反広告物の除却件数	529件

# 基地対策（基地対策課）

## ■施設返還の促進

### 米軍施設返還の経過

第二次世界大戦後進駐した連合軍により、横浜市は、市の中心部や港湾施設などが広範囲にわたり接收され、横浜の再建・復興は著しく遅れることとなりました。

それ以来、本市では市民の皆さんの共通の念願、市政の重要課題として市内米軍施設の早期全面返還に向けた取組を進め、今日まで多くの返還を実現してきました。

しかし、市内にはなお、米軍施設が存在し、都市づくりを進める上で大きな妨げとなっています。

### 近年の動き

平成16年10月に、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜地域への住宅等の建設及び上瀬谷通信施設・深谷通信所・富岡倉庫地区・根岸住宅地区の全部、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜地域の飛び地、小柴貯油施設の一部の返還の方針が日米合同委員会において合意されました。

このうち、小柴貯油施設については、横浜市からの度重なる全面返還の要請を受け、平成17年12月に陸地部分全域が返還され、富岡倉庫地区については、平成21年5月に返還され、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックの一部についても同年3月に返還されています。なお、小柴貯油施設については平成29年8月から公園整備に着手し、令和5年9月に「小柴自然公園」として第1期エリアを開園しています。

また、返還方針の合意から約10年を経て、平成26年4月の日米合同委員会において深谷通信所と上瀬谷通信施設の大規模な2施設の返還時期が示され、平成26年6月には深谷通信所の返還が実現し、平成27年6月には上瀬谷通信施設の返還が実現しました。

その後、平成30年11月に開催された日米合同委員会において、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜地域）における家族住宅等の建設を取り止めること、並びに根岸住宅地区について、早期の引渡しに向け、原状回復作業を速やかに実施するため、共同使用について日米間で協議を開始することが合意されました。令和元年11月

にはこの共同使用が合意され、令和2年6月より、国による原状回復作業が実施されています。

引き続き、市内米軍施設・区域の早期全面返還を国に対し要請しています。

## ■米軍施設の現況

### 根岸住宅地区

管理：在日米海軍横須賀基地司令部及び防衛省にて共同使用

令和元年11月の日米合同委員会において、早期の引渡しに向け、原状回復作業を速やかに実施するための共同使用が合意されました。令和2年から調査等が開始され、現在埋設物などの撤去工事が行われています。

また、令和6年1月の日米合同委員会において、横浜市による跡地利用のための作業を実施するため、共同使用の内容変更について合意されています。

### 池子住宅地区及び海軍補助施設

管理：在日米海軍横須賀基地司令部

施設は、逗子市及び横浜市にわたり所在しています。このうち、逗子地域には、米軍人、軍属及びその家族が居住しており、管理事務所、スポーツ施設（テニスコート等）、中央公共施設等があります。

### 鶴見貯油施設

管理：在日米海軍横須賀補給センター燃料部

横須賀市に所在する貯油施設（吾妻倉庫地区）からタンカーで運ばれた航空機燃料を一旦貯蔵し、ここから鉄道、自動車横田基地に供給されています。13基のタンクがあり、約12万キロリットルの貯油能力があるといわれています。

### 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック

管理：在日米陸軍基地管理本部、在日米海軍横須賀基地司令部

ふ頭地区では、大型・小型船舶用バース、野積場、倉庫等があり、物資の搬出入や軍人・軍属等の移動に伴う貨物輸送業務等が行われています。

郵便地区では、極東からペルシャ湾に至る米海軍関係の郵便業務が行われています。

横浜市内米軍施設・区域一覧表

令和6年4月1日現在

施設名	所在区	土地面積
4か所	6区	1,503,894
根岸住宅地区（海軍）	中区 南区 磯子区	429,203
池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜地域）（海軍）	金沢区	367,590
鶴見貯油施設（海軍）	鶴見区	183,784
瑞穂ふ頭／横浜ノースドック（陸軍）（海軍）	神奈川区	523,317
水域名称	所在	水域面積
小柴水域（海軍）	金沢区沖合	約420,000
瑞穂ふ頭／横浜ノースドック専用水域（陸軍）	瑞穂ふ頭の周囲	約107,500

（注）施設名末尾かっこ内は所管を示しています。



また、施設の周囲には、約 11 ヘクタールの提供水域があります。

令和 5 年度の入港実績は、年間 115 隻、月平均 9.6 隻となっています。

#### 小柴水域

管理：在日米海軍横須賀基地司令部

約 42 ヘクタールに及ぶ円形の提供水域です。米  
国船舶の停泊及び積荷の積み卸しのために使用する、とされています。

#### 航空騒音・安全対策

厚木基地の米軍機の航空騒音と航空安全については、国と米軍に対し、その対策を要請しています。これらの問題は、県内広域にわたることから、県と厚木基地周辺 9 市（横浜、大和、綾瀬、藤沢、相模原、海老名、座間、茅ヶ崎、町田）が連携して、騒音問題の解消に取り組んでいます。

また、米軍による航空事故が発生した場合に備え、国、米軍、関係自治体で構成する「航空事故等連絡協議会」に参加しています。

なお、消防局は、在日米海軍及び陸軍と消防相互援助協約を結び安全の確保に努めています。

### ■跡地の有効利用

返還後の跡地利用の促進については、平成 16 年 10 月に返還方針が合意された市内米軍施設について、平成 18 年 6 月に策定した「米軍施設返還跡地利用指針」や平成 23 年 3 月に改定を行った「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」等に基づき、民間土地所有者、地元の方々と意見交換を行いながら、跡地利用の具体化に向けた検討を行いました。

平成 21 年 5 月に返還された富岡倉庫地区については、平成 23 年度に「跡地利用基本計画」を策定し、平成 26 年度には敷地の一部を活用して衛生研究所を開所しました。その後は、産業・研究機能等の導入とともに、地域の課題解決に資する機能の導入も視野に入れて幅広い視点での検討をしています。

平成 26 年 6 月に返還された深谷通信所については、平成 25 年 3 月に泉区深谷通信所返還対策協議会が作成した「跡地利用計画案」や戸塚区が取りまとめた「区民の意見」等を踏まえ、平成 30 年 2 月に「跡地利用基本計画」を策定しました。

同計画の実現に向けて、令和 2 年度から環境影響評価のスタートを開始し、令和 2 年度に配慮書、令和 4 年度に方法書の手続が完了しました。

令和元年 11 月に共同使用が合意された根岸住宅地区は、地権者組織である「米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会」が平成 29 年 5 月に「まちづくり基本計画（協議会案）」を取りまとめました。

同計画を尊重しつつ、令和 2 年 9 月に「根岸住宅地区跡地利用基本計画（案）」を取りまとめるとともに、市民意見募集を実施し、令和 3 年 3 月に「根岸住宅地区跡地利用基本計画」を策定しました。

## 経済成長や都市の魅力・活力の向上と賑わい創出につながる都心部のまちづくり

### ■都心部の整備・まちづくり（都市交通課、臨海部活性化推進課、都心再生課、みなとみらい・東神奈川臨海部推進課）

横浜の成長をけん引する都心臨海部・新横浜都心で、各地区の特性と魅力をいかした機能強化を一体的に進めています。

都心臨海部は、平成 27 年 2 月に「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」を策定し、横浜駅周辺地区、みなとみらい 2 1 地区、関内・関外地区、山下ふ頭周辺地区、東神奈川臨海部周辺地区の 5 地区の一体的なまちづくりを進めています。平成 30 年 10 月に国の都市再生緊急整備地域、特定都市再生緊急整備地域の指定が関内・関外地区、山下ふ頭地区などに拡大されました。引き続き民間事業者の開発・投資意欲を高めるとともに、インフラ整備の強力な推進を図り、機能強化を進めていきます。

新横浜都心では、広域交通ターミナルとしての利便性や地域資源などを生かしながら、多様な機能集積や職住近接等、都心としてバランスのとれたまちづくりを進めていきます。

#### 臨海部活性化推進事業

##### （臨海部の魅力向上や活性化の推進）

にぎわいの創出や回遊性の向上等に向けて、山下公園通の歩行者天国、市庁舎アトリウムや野毛山公園・グランモール公園などでの子育て世代が憩い・集える場の創出、魅力的な水辺空間の形成を目指した船上の体験型演劇などのモデル事業を実施しました。

#### 関内・関外地区

横浜市では、関内・関外地区が抱える課題に対応し、地区の活性化を持続的に図っていくため、平成 21 年度に、新たな計画として「関内・関外地区活性化推進計画」を取りまとめました。

この計画に基づき、地元主体の取組を中心に具体的内容を整理したアクションプランを策定するとともに、優先的取組として、関内駅北口周辺の結節点強化、業務機能の再生、回遊性強化、都心機能誘導検討を進めました。

平成 24 年に設立した関内・関外地区活性化協議会と共に、地域・事業者・行政が当地区の活性化に取り組むにあたり、共有すべき方向性を「関内・関外地区活性化ビジョン」として令和 2 年 3 月に策定しました。

また、市庁舎移転を契機とした関内駅周辺地区の新たなまちづくりを進めており、平成 29 年 3 月に策定した「横浜市現市庁舎街区等活用事業実施方針」に沿って、教育文化センター跡地の事業者公募を行い、平成 30 年 3 月に事業者を決定し、令和 5 年 4 月に関東学院大学横浜・関内キャンパスが開設されました。旧市庁舎街区については、平成 31 年 1 月に事業者公募を開始し、令和 3 年 9 月に事業者と本契約を締結しました。その後、令和 4 年 7 月に民間都市再生事業計画の認定を受け、建築工事を進めています。旧市庁舎街区に隣接する関内駅前

港町地区では、平成30年11月に再開発準備組合が設立、関内駅前北口地区では、令和4年11月に再開発準備組合が設立され、令和6年5月に再開発事業等の都市計画決定及び変更を行い、事業協力者の支援を受けながら、一体的な再開発に向けた検討が進められています。

今後も、開港以来の歴史と文化や個性豊かな商店街などの地域資源を活用し、景観計画、街づくり協議などによりきめ細かなまちづくりを進めていきます。

### 初黄・日ノ出町地区

かつて、一部店舗の違法営業に伴う環境悪化が大きな問題となっていました。平成15年11月に地元で「初黄・日ノ出町環境浄化推進協議会」が発足したことを契機として、地元、警察、行政の連携により、誰もが安心して歩ける健全な街を目指して、現在、様々な環境整備に向けた取組を行っています。

本市では、平成19年8月に「街づくり協議指針」を策定し、街の賑わいの連続性やマンションの適正な居住水準を誘導しています。また、地区の活性化に向け、土地利用転換を促すとともに、京急高架下の利用等を検討・調整しています。

また、平成21年4月に発足した「黄金町エリアマネジメントセンター」による、アートと商業が共存する取組や、大岡川の親水施設活用など、街の再生と賑わいづくりに向けた取組を進めています。

### みなとみらい21地区

#### (1) 事業の目的

- ・横浜の都心部は関内・伊勢佐木町地区と横浜駅周辺地区に二分されていました。みなとみらい21地区はこの二つの都心を一体化し、ここにオフィス、文化施設、商業施設など多彩な機能を集積します。これにより市民の皆さんの就業の場や賑わいの場を創出し、経済の活性化と経済基盤を確立することで、横浜の自立性を強化します。
- ・海辺に臨港パークや日本丸メモリアルパークなどの公園や緑地を整備し、市民の皆さんが憩い親しめるウォーターフロント空間をつくります。そのほか、国際交流機能や港湾管理機能を集積します。
- ・首都圏の均衡ある発展を目指し、東京に集中した首都機能を分担する最大の受け皿として、業務・商業・国際交流などの機能の集積・拡大を図ります。

#### (2) まちづくりの手法

中央地区では、地権者等で「みなとみらい21街づくり基本協定」を締結し、街づくりのルールを自主的に定めています。この協定では、土地利用イメージ、街並み・色調・広告物等の街づくりの基本的な考え方や、建築物の敷地規模、高さ、ペDESTリアンネットワーク、外壁後退などの基準が示されています。

また、みなとみらい21中央地区の景観をより魅力あるものにしていくため、景観法に基づく「景観計画」及び「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づく「都市景観協議地区」として中央地区を位置付け、「みなとみらい21中央地区都市景観形成ガイドライン」を定めています。また、このガイドラインでは基本協定の趣旨を踏まえ、新たにみなとみらい大通り沿道の建物に関する基準等を定めています。

また、みなとみらい21街づくり基本協定等の自主的なルールによる街づくりを法制度的に確かなものとするため、中央地区で地区計画を定めています。

新港地区においては、中央地区と同様に「みなとみらい21新港地区街並み景観ガイドライン」を定めています。このガイドラインでは、港の景観の演出や、赤レンガ倉庫に象徴される歴史性を尊重した調和のとれた街づくり、建物の高さや色調、外壁後退、水辺の広場づくりなどが示されています。あわせて、用途等について地区計画でルールを定めています。

#### (3) 街区開発の状況

令和6年4月1日時点の進捗率は、総宅地面積約87ヘクタールに対し、本格利用（建設中、計画中含む。）の開発面積は約82ヘクタールで約94パーセント、さらに、暫定利用（建設中、計画中含む。）を加えた開発面積は約86ヘクタールで約99パーセントとなっています。

#### 桜木町駅等周辺地区

みなとみらい21地区に隣接する既成市街地の野毛・戸部・高島地区は、みなとみらい21地区との連携や地区の特性を踏まえた街づくりを進める必要があります。

野毛地区では、来街者の回遊性確保のための道路整備や地区の魅力づくりのための様々な取組を行っています。

また、その他様々な活性化策についての話し合い等を地元とともに進めます。

戸部・高島地区は、地区振興についての定期的な話し合いを進めています。

#### 横浜駅周辺地区（エキサイトよこはま22（横浜駅周辺大改造計画）の推進）

国際都市横浜の玄関口である横浜駅周辺地区は、羽田空港に近接する首都圏有数のターミナルであり、首都圏における社会・経済活動の重要な役割を担う一大拠点です。

現在、老朽化した建物や施設が多くリニューアルの時期を迎えており、災害時には首都圏全体の機能に大きな影響を与える防災的な課題等も有するため、都市の再生が急務となっています。

「エキサイトよこはま22」は横浜駅周辺において、国際化への対応・環境問題・駅としての魅力向上・災害時の安全性確保などの課題を解消し、「国際都市の玄関口としてふさわしいまちづくり」を進めるための指針となる計画です。「横浜駅周辺大改造計画づくり委員会」及び分科会等を開催し、それぞれ専門の見地から討議、検討を重ねてきました。市民の皆さんの意見も取り入れながら、概ね20年後のあるべき姿を描いた計画として、平成21年12月に取りまとめました。

平成22年度から計画実現に向けスタートし、国際競争力強化に資するまちづくりを推進しています。開発や基盤整備を進めるに当たっては、平成29年1月に全国初となる浸水被害対策区域の指定を受け、更なる防災性向上にも取り組んでいます。

西口では、西口地下街中央通路接続事業（馬の背解消事業）が令和元年12月に完成したほか、民間開発の西口開発ビル（JR横浜タワー、令和2年6月開業）と連携した駅前広場の整備を進めています。



東口では、民間開発であるステーションオアシス及び関連する基盤整備について、ステーションオアシスの事業化や駅前広場、デッキ等の検討を進めています。

横浜駅きた西口鶴屋地区は、平成28年9月に国家戦略住宅整備事業に係る内閣総理大臣認定を受け整備を進め、令和6年3月に再開発建物が竣工し、6月にオープンを迎えています。

引き続き、民間開発の促進及び全体の基盤整備に係る計画策定等を進め、国際競争力強化に資するまちづくりを推進します。

#### 東高島駅北地区

東高島駅北地区を含む東神奈川臨海部周辺地区については、平成16年3月に「東神奈川臨海部周辺地区再編整備計画」を策定し地区の再編整備を進めており、平成27年2月に策定した「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」において都心臨海部の一地区として位置づけられました。

東高島駅北地区では、平成16年に設立された地元協議会において、まちづくりの具体的な検討が進められ、平成24年度には主な地権者による土地区画整理事業準備組合が、平成30年6月に、土地区画整理組合が設立されました。現在は、一体的なまちづくりに向け、本市による埋立事業と組合施行による土地区画整理事業により、基盤整備工事を進めています。また、地元と協力しながら、医療、健康、居住など、新しい都心にふさわしいまちづくりを進めています。

#### 東横線跡地整備事業

みなとみらい線と東急東横線との相互直通運転の開始（平成16年2月）により、東横線の東白楽駅～横浜駅間は地下化され、横浜駅～桜木町駅間は廃線となりました。

これに伴い生じた跡地及び鉄道構造物は、横浜都心部における貴重なオープンスペースとして活用し、回遊性の向上と地域の活性化を図るため、緑道や遊歩道として整備を進めています。

地下化区間については、緑道（公園）として整備し、平成23年4月に全線供用しました。

廃線区間については、緑あふれる魅力的な歩行者空間（歩行者専用道路）として整備を進めており、平成26年7月に、桜木町駅西口広場を供用開始しました。その後、令和元年7月に同広場から紅葉坂交差点までの区間を供用開始しました。

- 面積 約13,000平方メートル
- 延長 約1.8キロメートル
- 幅員 約7～10メートル

#### 新横浜都心のまちづくり

神奈川東部方面線などの交通基盤整備等を踏まえ、新横浜都心整備基本構想の内容を検証するとともに計画的なまちづくりを進めます。

新横浜駅南部地区では、都心部にふさわしいまちづくりの実現と地域課題解決を目指し、再開発準備組合と連携して再開発事業の推進を図るとともに、必要となる周辺のインフラ整備の計画検討を進めています。

## 誰もが移動しやすい地域交通の実現と地域の特徴や個性を生かした誰もが暮らしやすい郊外部のまちづくり

### ■地域の総合的な移動サービス検討（都市交通課）

これまで政策局・都市整備局・道路局の3局で実施していた地域交通施策について、令和5年度から都市整備局に一元化し、より機動的に取組を進めています。

地域の特性や交通ニーズを踏まえた、その地域にふさわしい交通サービスの実現に向けては、計画づくりから運行に至るまで、地域の主体的な取組に対して、「地域交通サポート事業」による支援を行っています。

さらに、地域に適した移動サービスを創出するため、デマンド型交通や移動サービスと生活サービスの連携、タクシーを活用した相乗りなど、様々なタイプの移動手段を検討するとともに、令和4年度から実証実験を開始しています。

令和6年度は、実証実験や既存の「地域交通サポート事業」の検証結果を踏まえ、移動サービスの導入や持続性を高める新たな制度を構築します。あわせて、今後の施策の推進を図るため、地域交通の取組を定めた地域公共交通計画を作成します。

### ■連節バスの導入によるバス路線の維持・充実（都市交通課）

連節バス導入により輸送力を確保しつつ効率化することにより生み出されたバス事業者の経営資源を再配分し、周辺バス路線の維持・充実を図る走行環境整備事業を進めています。

### ■生活交通バス路線の維持支援（都市交通課）

市民の皆さんの日常生活の利便性を確保するため、必要と認められるバス路線について、バス事業者に補助金を交付し、路線の維持を図っています。

### ■コンパクトで活力あるまちづくり（二ツ橋北部土地区画整理事務所、綱島駅東口周辺開発事務所、市街地整備推進課、市街地整備調整課）

「土地区画整理事業」「市街地再開発事業」による駅前広場や歩行者空間等の確保、商業・業務施設や都市型住宅、生活利便施設の機能集積など、市民の日常を支え、地域活力を高める郊外部の駅周辺の拠点整備を推進します。

### 二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区土地区画整理事業（瀬谷区）

二ツ橋北部地区の土地区画整理事業は、瀬谷駅北口の一部を除いて大半が未着手となっており、地域の重要な

幹線道路である都市計画道路三ツ境下草柳線も一部の整備にとどまっています。

そこで、都市計画道路と沿道の一体的整備に向け、市施行による区画整理を実施し、本市西部の道路ネットワークの形成を図り、自動車交通の利便性向上や、安全で快適な歩行者空間を整備します。

令和5年度は、当地区のうち事業中である三ツ境駅側の約4.1ヘクタールの第1期地区において、宅地の整備のほか、都市計画道路、雨水調整池等の都市基盤施設工事等を実施しました。

また、瀬谷駅側の第2期地区については、土地利用計画の修正や事業計画案の作成、測量などを行い、事業推進に取り組みました。

令和6年度は、第1期地区の都市基盤施設工事を進めるとともに、第2期地区の事業化に向けて事業説明会の開催や換地設計に向けた検討を進めます。

#### 新綱島駅周辺地区土地区画整理事業、新綱島駅前地区市街地再開発事業、綱島駅東口駅前地区市街地再開発事業（港北区）

綱島駅東口周辺地区の約4.5ヘクタールでは、都市基盤施設の不足や低未利用地などの課題を解消し、ターミナル拠点にふさわしい安全・安心で活力あるまちづくりを進めています。

令和5年3月に開業した東急新横浜線の新綱島駅周辺の約2.7ヘクタールでは、市施行による土地区画整理事業と組合施行による市街地再開発事業を一体的に施行しています。今後、綱島駅東口駅前地区の約0.9ヘクタールでも再開発を進め、両駅周辺を一体的に整備し、新たな地域の拠点を形成します。

令和5年度は、新綱島駅周辺地区において、区画整理等で整備した都市計画道路綱島東線（バス乗降場を含む）のほか、地下機械式駐輪場、東急新横浜線新綱島駅西口の供用を開始しました。

また、再開発ビルが竣工し、商業施設や港北区区民文化センター等が開業しました。

綱島駅東口駅前地区では、再開発の建設事業者等の選定を進めました。

令和6年度は、新綱島駅周辺地区の区画整理では、都市基盤施設工事を進めるとともに、綱島駅東口駅前地区の再開発において、建設業務代行候補者を決定し、事業化に向けた検討を進めます。

#### 泉ゆめが丘地区土地区画整理事業（泉区）

泉ゆめが丘地区は、市営地下鉄ブルーライン「下飯田駅」、相鉄いずみ野線「ゆめが丘駅」及び都市計画道路環状4号線に隣接した地域特性を踏まえ、駅前広場及び都市計画道路の整備を行い、交通結節機能の強化を図るとともに、良好な居住環境を備えた宅地と新たなにぎわい・交流をはぐくむ地域拠点の形成を図るため、組合施行による土地区画整理事業を実施しています。

令和5年度は、駅前広場や駅へのアクセス道路等の都市基盤施設を整備するとともに、都市型住宅等が整備され、大街区化された新たな宅地には、にぎわい・交流の拠点となる大型商業施設の整備が進められました。

令和6年度は、区画整理による道路等の公共施設の工事を完了し、換地処分に向けた手続を進めているほか、

大型商業施設が開業するなどにより、地域に新たなにぎわいが生まれています。

#### 中山駅南口地区市街地再開発事業（緑区）

中山駅南口地区は、JR横浜線、市営地下鉄グリーンライン及びバス路線の交通結節点であり、駅前商業地にふさわしい駅前広場の整備や土地の高度利用を進めるため、市街地再開発事業の都市計画を決定しています。

再開発組合の設立に向けた合意形成の支援など、事業化に向けた取組を推進しています。

#### 上大岡C北地区（港南区）

上大岡駅周辺地区は、京急本線、市営地下鉄ブルーライン及びバス路線の交通結節点であり、駅前商業地にふさわしい魅力的な市街地を形成するため、段階的に市街地再開発事業を進めてきました。

上大岡駅周辺地区のうち、都市計画道路が未整備であり、土地のポテンシャルが十分に発揮されていない上大岡C北地区についても、再開発によるにぎわいのあるまちづくりを目指しています。

再開発の都市計画決定及び事業化に向けた支援を行うとともに、事業推進に取り組みます。

#### 鶴ヶ峰駅北口周辺地区（旭区）

鶴ヶ峰駅北口周辺地区では、「相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業」と効果的な連携を図りながら、駅前にはふさわしいまちづくりの検討を進めており、令和6年3月に再開発準備組合が設立されました。

再開発の都市計画決定及び事業化に向けた支援と合わせて、地区内の市有地（市営住宅跡地）活用の検討も進めています。

#### 藤が丘駅前地区（青葉区）

藤が丘駅前地区では、駅周辺にふさわしい魅力あるまちづくりに取り組んでおり、令和6年3月に「藤が丘駅前地区再整備基本計画」が策定され、この計画の一部として、土地区画整理事業による地域の中核病院や都市公園等の再配置について検討を進めています。

区画整理の都市計画決定及び事業化に向けた支援を行うとともに、地区計画による駅周辺の計画的なまちづくりを進めます。

### ■地区計画等を活用したまちづくりの誘導・調整（地域まちづくり課）

大規模な土地利用転換や都市計画提案に係る開発計画について、地区計画等を活用しながら適切に誘導しています。

令和6年度は、引き続き主要駅周辺地区及び内陸部工業地区のまちづくり誘導策や郊外部再生に向けた公民連携の取組を進め、地区の特性を生かした新たな価値を創造し、市街地形成や郊外住宅地の再生を目指します。

### ■市民とともに創り育てるまちづくり（地域まちづくり課）

#### 地域まちづくり推進事業

平成17年2月25日に「横浜市地域まちづくり推進条例」が公布され、同年10月1日に施行されました。こ



の条例は、市民の皆さんと市の協働によるまちづくりの制度として、市民の皆さんが身近な地域のまちづくりを進める際の手続きや、市の支援施策等を定めたものです。

この条例に基づき市民主体の地域まちづくりを推進するため、地域におけるプランづくりや地区計画等のルールづくりなどのまちづくり活動に対し、「まちのルールづくり相談センター」（地域まちづくり課等）を中心に区役所と連携して、市職員による「出前塾」の実施、まちづくりコーディネーター等の派遣、地域における活動費用の一部助成等の支援を行います。

また、「まちづくり支援団体」との協働による市民等の地域まちづくりの支援を推進するため、活動費用の一部助成などを行います。

#### 令和6年8月1日現在

地域まちづくり組織認定数	39
地域まちづくりプラン認定数	20
地域まちづくりルール認定数	21
まちづくりコーディネーター数	51
まちづくり支援団体数	12

#### ヨコハマ市民まち普請事業

市民の皆さんが地域の特性を生かした身近な生活環境の施設整備を考え、自ら主体となって発意し実施することを目的として、平成17年度からスタートした事業です。具体的には、市民の皆さんから身近なまちの施設整備に関する提案を募集し、1次・2次の2回にわたる公開コンテストで選考された提案に次年度整備助成金を交付するなど、市民の皆さんが主体となったまちづくりの支援を行います。

これまで、子育て世代や子どもが関わる提案を多く実現してきましたが、令和5年度からは、子育て支援につながる事業であることを「子育てプラス」として明確にし、良質な提案を広く選考できるよう、予算と支援体制を拡充しています。

令和5年度は、7件の応募があり、2件が整備助成対象提案として選考されました。

#### <整備助成対象提案一覧>

整備提案名	提案グループ名	区名
HOMMOKU もくりプロジェクト	HOMMOKU もくりプロジェクト実行委員会	中区
リアルとバーチャルで夢を応援えだきんメタワールド	えだきん × 夢叶きゃらばん	都筑区

## 災害に強い安全で安心な都市づくり

### ■まちの不燃化推進事業 (防災まちづくり推進課)

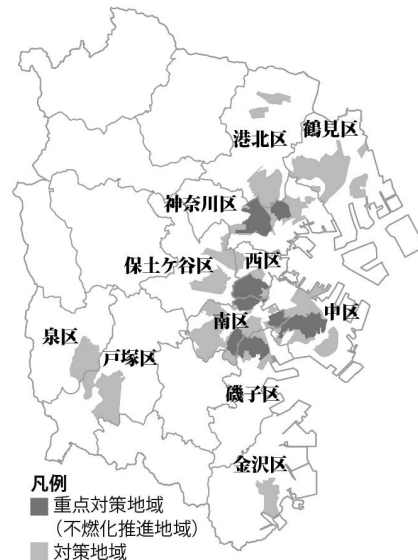
平成26年から、地震による火災の被害が大きいと想

定される地域において、建物被害を最小限に抑える取組を進めており、令和5年度から令和14年度までを計画期間とする「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」に基づき、まちの不燃化を推進しています。

令和5年度は、延焼の危険性が特に高い「重点対策地域（不燃化推進地域）」において、条例による「防火規制」とあわせて、老朽建築物の除却や「準耐火建築物」以上の新築に対する補助を行いました。また、公園整備工事を行い、防災機能を強化した西戸部羽沢西部公園（西区）が開園しました。さらに、防災まちづくり協議会等と連携し地域防災力向上を進めました。

令和6年度は、引き続き、避難や延焼防止に有効と考えられる「不燃化強化路線」での優先的・集中的な建替への促進や狭あい道路の拡幅に向けた取組を実施します。また、民間企業との共創連携による周知啓発や、防災まちづくり協議会等と共に、子育て世代向けの楽しく学べる防災プログラムを展開します。

### 地震火災対策計画における「重点対策地域（不燃化推進地域）」・「対策地域」



## 市民生活と経済活動を支える交通インフラの充実

### ■鉄道事業の推進（都市交通課）

#### 神奈川東部方面線

相鉄本線西谷駅から羽沢横浜国大駅でJR東海道貨物線へ乗り入れる「相鉄・JR直通線」と、さらに羽沢横浜国大駅から新横浜を経由し、東急東横線・目黒線日吉駅で東急線へ乗り入れる「相鉄・東急直通線」を都市鉄道等利便増進法に基づき整備しています。

この事業により、相鉄線とJR線、相鉄線と東急線とが相互に乗り入れることができるようになり、横浜市西部地区及び神奈川県央部と東京都心方面との速達性の向上や、広域鉄道ネットワークの形成が図られます。

神奈川東部方面線は、平成22年度から、事業者である独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が事業





神奈川東部方面線路線図

を実施しています。

令和元年11月に開業している「相鉄・JR直通線」に加え、令和5年3月18日に「相鉄・東急直通線」が開業し、神奈川東部方面線全線で運行を開始しました。

### みなとみらい線・こどもの国線

みなとみらい線は、みなとみらい21地区や横浜駅周辺地区、関内地区など横浜都心部の各地区を結び、回遊性を向上させるなど、横浜都心部全体の発展を図り、また、東急東横線、東京メトロ副都心線、西武有楽町線・池袋線、東武東上線と相互直通運転をしており東京都心や埼玉県西南部と直結し、商業・業務活動の誘致促進や観光客の増加など、将来にわたり横浜市活性化に寄与する重要な路線です。

長津田駅からこどもの国駅までを結ぶこどもの国線は、平成12年の通勤路線化により沿線住民にとって重要な交通手段となっていることから、当該路線を健全に維持するために必要な助成を実施しています。

## ■鉄道駅可動式ホーム柵整備事業 (都市交通課)

鉄道駅における市民の安全を確保し、列車運行の安定性の向上を図るため、可動式ホーム柵の整備費の一部について、国や県と連携して鉄道事業者へ補助金を交付し、整備を促進しています。

## ■都市交通政策の企画調整 (都市交通課)

持続可能な交通の実現に向けて、「市民生活の質向上につながる交通政策」、「都市の成長を支え魅力を高める交通政策」、「持続可能で安全・安心な都市づくりに寄与する交通政策」を基本方針とした取組を進めます。

### 横浜都市交通計画

本計画は、交通政策全般にわたる政策目標などを示すことにより、市民・企業・交通事業者・行政等の多様な主体がこの目標を共有するとともに協調した取組を一層推進し、あらゆる側面から持続可能な交通の実現を目指すものとして、平成20年に策定されました。計画策定から10年が経過し、横浜の交通を取り巻く社会情勢は大きく変化していることから、平成30年度に改定を行いました。

計画の推進にあたっては、横浜の交通を支えている関

係者間で目標や理念を共有しながら、それぞれの責任と役割分担のもと、連携した取組を進めていくため、市民・企業・交通事業者・行政等からなる「横浜市交通政策推進協議会」を平成20年度に設置し、平成20年度から令和5年度の16年間で24回開催しました。

平成23年度からは、取組の具体化を図るため、公共交通の活性化などのテーマ別の部会を設置するなど、多様な主体が連携した取組を進めていくための議論の場として運営しています。

また、交通渋滞緩和や環境負荷軽減を図るため、マイカー交通から公共交通への転換を政策目標の一つに掲げています。

そこで、過度にマイカーに頼る生活から徒歩、自転車、公共交通を中心とした多様な交通手段を適度に利用する生活への転換を促す取組である、「モビリティマネジメント」を実施しています。

### 鉄道計画検討調査

交通政策審議会答申第198号（平成28年4月）に位置付けられた高速鉄道3号線の延伸、横浜環状鉄道、東海道貨物支線の貨客併用化等について、より充実した鉄道ネットワークの構築に向けた検討を進めています。

高速鉄道3号線の延伸（あざみ野～新百合ヶ丘）について、令和2年1月の概略ルート・駅位置の決定を踏まえ、早期事業着手に向けて、国や関係者との協議・調整を行いました。

また、国の交通政策審議会答申を踏まえ、横浜環状鉄道等について事業性の確保に向けた検討を進めます。

### 東京都市圏パーソントリップ調査・物資流動調査

都県を越えた広域的な交通政策について検討する場として、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県及び茨城県（東京都市圏）における都県、政令市並びに関係機関において、東京都市圏交通計画協議会が設置されています。

当協議会において、これまで人の動きに着目した交通実態調査として、パーソントリップ調査を実施してきており、また、併せて物の動きとそれに関連する貨物自動車の動きに着目した物資流動調査を定期的実施しています。

調査結果は、協議会が、将来の交通体系のあり方を検討するために用いられるだけでなく、国や都市圏内の公共団体などに対して貸し出されて、様々な検討に活用されています。

令和5年度は、第6回東京都市圏物資流動調査（本体調査）を実施しました。

## ■駐車場対策 (都市交通課)

横浜の都心部など、商業・業務施設の集積地をはじめとして、市域全体の駐車場問題の解決を図るため、

- 1 駐車場法、大規模小売店舗立地法に基づく駐車場整備に関する指導・調整
- 2 横浜市駐車場条例(平成28年2月改正、同年3月施行)の所管
- 3 既存駐車場の有効活用の促進
- 4 都心部観光バス路上乗降対策
- 5 自動二輪車駐車対策

などを行っています。

なお、横浜市駐車場条例については、平成 28 年度に近年の駐車需要の変化を踏まえて事務所の附置義務基準を緩和するとともに、地区の特性に応じた附置義務基準の設置を可能とする条例改正を行い、地区の特性にあった駐車場の整備や活用を進めています。

#### <駐車場整備地区>

自動車交通が著しくふくそうする地区として、駐車場法第 3 条第 1 項及び都市計画法第 8 条第 1 項に基づき、次の 6 地区において都市計画に定めています。

地 区	対象面積	地 区	対象面積
中央地区 (横浜駅、みなとみらい 2 1 地区及び関内地区周辺)	約 755ha	港北ニュータウン 第 2 地区	約 45ha
新横浜北部地区	約 85ha	戸塚駅周辺地区	約 14ha
港北ニュータウン 第 1 地区	約 28ha	上大岡駅周辺地区	約 21ha